

川 添 地 区地域計画だより

令和5年12月 第2号 川添北行政区、上ノ原行政 区、川添南行政区 川添復興組合 浪江町役場・農業委員会

日頃から町の農業行政にご理解を賜るとともに、営農再開に向けてご尽力頂きありがとうございます。

震災から13年目となり、営農再開にあわせて、ご自身の農地をどうするのか、また地域の農業をどのようにして支えていくのかなど話合いが必要な時期に来ています。

国でも全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などを考えていくため、令和6年度までに「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。

これはおおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、農業者・農業後継者・農地所有者の方々を交えてまとめていくものです。策定にあたっては、町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社・JA・官民合同チームなどが地域をサポートしていきます。地域の農業を次世代に引き継いでいくため地域計画の策定を進めていきましょう。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 地域計画とは

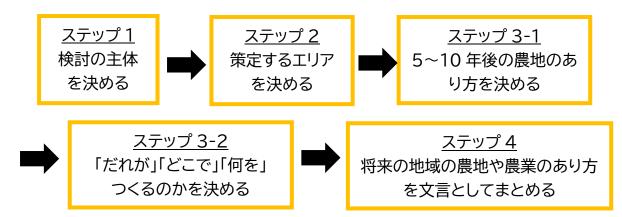
「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。

- ◆地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくために、 地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『地域計画』です。
 - ◎地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を作成します。
 - ◎これまで国の営農再開支援事業により、復興組合で補助金を受け営農再開を 行う前提で農地の草刈りや耕起を行ってきましたが、この営農再開支援事業は 令和7年度までとなっています。

事業終了後は誰が営農していく必要があります。

◎営農再開支援事業が終了した後は、これまで復興組合が行ってきた農地の草刈りや耕起も終了します。

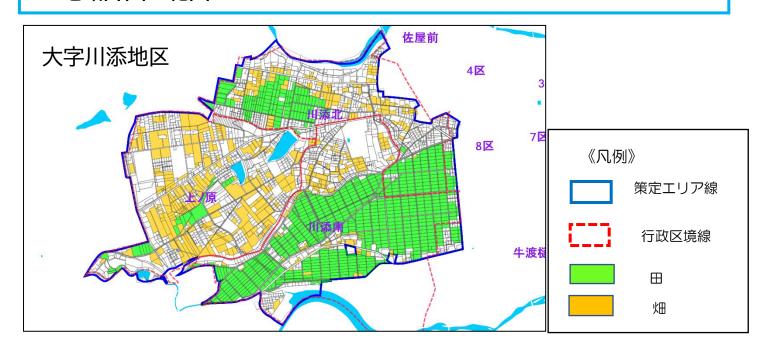
今後は担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作や草刈りなどの農地 の管理を行う必要があります。 ◆地域計画の策定は、以下のステップで進めています。



2 現在までの検討状況

- ◆令和5年8月4日 川添北行政区長、上ノ原行政区長、川添南行政区長、復興組合役員により地域計画の検討主体等をどうするか検討しました。
 - ①検討の主体を決めました。(ステップ1) 話合いの主体は行政区+復興組合の連名とし地域計画の具体的な内容の検討、地 権者への情報提供を行っていくこととしました。
 - ②策定するエリアを決めました。(ステップ2) 地域計画は大字川添で策定することとするが、広範囲であることや行政区ごとに 状況が異なるので、話し合いは各行政区で実施することとしました。 また用途区域も策定範囲に含めることとしました。
- ◆令和5年12月5日 川添北行政区長、上ノ原行政区長、川添南行政区長、復興組合役員らにより、地域の担い手を確認していくため、意向調査を行うこととなりました。
 - ①今後、川添地区でだれが担い手として営農の意向があるかを、管理耕作を行って きた方を中心に聞き取り調査で確認することとしました。
 - ②これを受け、耕作されない(担い手のいない)農地で新たな担い手の掘り起こしや外部法人参入の検討を行うこととなります。
 - ③これまでの検討状況について、地権者に「地域計画だより」を発送してお知らせすることとしました。

3 地域計画の範囲



4 これからの進め方

ステップ 3-1. 5~10 年後の農地のあり方を決める

- ① 農地の集約化や営農上の課題の確認
 - 例えば ・ほ場へ大型機械が入れない→圃場整備事業、基盤整備事業の検討
 - ・農業用機械がないから大規模化できない→各種補助事業の検討
 - ・営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など
- ② 営農再開支援事業をいつまで行うか

令和 7 年度まで営農再開支援事業が活用できますが、令和7年度末から営農再開が必須となります。 (地域集積協力金は令和 7 年度交付分まで)

5年~10年後の地域の農業のあり方を決めていきます。

ステップ 3-2. 「だれが」「どこで」「何を」つくるのかを決める

- ① 地権者の農地利用の意向を確認します。 自分で営農していく 自分ではできないので貸したい
- ②現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認します。
- ③耕作されない農地をどうするか決めます。地域の担い手を優先します。

5 皆様にお考えいただきたいこと

農地 所有者

- ▶ご自分が所有する農地について、今後どうするのか
- ▶現在、保全管理耕作している農地は、管理耕作終了後どうするのか
- ▶貸す意向はあるのか(自作地として残す農地と貸したい農地の整理)
- ▶相続手続き など
- ▶貸す相手への希望について(例)浪江町内の農業者、外部法人
- ▶担い手が作業しやすいように、畦畔の除去は可能か

など

担い手

- ▶農地の利用計画(営農拡大・縮小の意向)
- ▶リース事業(農業用機械など)の耐用年数について (開始:令和○年~終了:令和○年)
- ▶法人化について
- ▶利用している農地について"集約化"等の必要はあるか
- ▶借りたい農地の希望(面積・場所・地目)

など

その他

- ▶打合せ参集範囲 など
- ▶打合せの頻度(例)月1回 など
- ▶管理耕作から農地バンクへの移行時期
- ▶打合せの際に聞きたい制度説明

など



お問合せ先

♠浪江町役場 農林水産課農政係(地域計画担当)
☎0240-34-0245

★浪江町農業委員会事務局
☎0240-23-5706

✿福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)
☎0240-34-0246

☆お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい☆